

北海道旅客鉄道株式会社 公告第3号

◎学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正について（施行日：平成30年4月21日）
学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月21日から施行する。

平成30年4月20日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第2条第1項第4号中「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

同条第2項第4号中「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

第3条第3項中「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

第4条第2項第2号中「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

第21条第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第41条、第42条、第43条の2、第43条の3及び第44条までに」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第41条、第42条及び第44条に」に改める。

同条第3号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

同条第5号を次のとおり改める。

(5) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所